（別表）

**道路の通行制限に伴う協議先一覧表**

〇高島市より通知を行う関係機関

　　・高島市消防本部

　　・高島市役所各支所

○重要関係機関

　・車両通行禁止を伴う場合は地元区長・自治会長への協議及び同意を必須とします

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係機関名 | 協議の必要性 | チェック |
| 地元区長・自治会長（　　　　　　　　　） | 車両通行禁止を伴う場合に必要 | 協議済 ・ 不要 |
| 市内バス・乗合タクシー運行会社（　　　　　　　　　） | 市内バスの路線に該当し、バスの通行に影響がある場合に必要 | 協議済 ・ 不要 |

**※高島警察署・・・道路使用許可の対象となる場合は、別途高島警察署に道路使用許可申請の手続きを行ってください**

○その他関係協議先（特に影響があり協議を行った施設等がある場合ご記入下さい）